



厚生労働省  
長野労働局発表（4-139）  
令和4年12月23日

担 当	職業安定部 職業対策課 課長 中沢 忠雄
	課長補佐 有坂 宗徳 障害者雇用担当官 高山 はるみ 電話 026(226)0866 内線 2364

## 令和4年 長野県内の民間企業における 「障害者雇用状況」の集計結果

（令和4年6月1日現在）

### ～雇用障害者数・実雇用率ともに過去最高～

長野労働局（局長 <sup>おの</sup> <sup>でら</sup> <sup>きいち</sup> 小野寺 喜一）では、長野県内における令和4年6月1日現在の民間企業の障害者雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けるとともに、同法に基づき毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について報告を求め、それを集計したものです。

#### 1 概況（別添資料第1表参照）

- ① 対象企業（43.5人以上規模）数は1,772社で、前年比0.3%（6社）減少
- ② 雇用障害者数は7,351.0人で、前年比1.2%（86.5人）増加し、**過去最高を更新**
- ③ 実雇用率は2.32%となり、前年比0.03ポイント上昇し、**過去最高を更新**
- ④ 法定雇用率達成企業の割合は58.1%（1,029社）で、前年比1.3ポイント上昇

#### 2 規模別雇用状況、産業別雇用状況

別添資料第2表「一般の民間企業の規模別雇用状況」、第3表「一般の民間企業における産業別雇用状況」のとおりです。

#### 3 雇用障害者数・実雇用率の推移、法定雇用率達成企業・未達成企業の割合 別添「グラフで見る障害者の雇用状況」のとおりです。

#### 4 実雇用率及び法定雇用率達成企業割合の全国順位

別添「都道府県別の実雇用率等の状況（令和4年 障害者雇用状況報告）」のとおりです。

#### 5 法定雇用率と実雇用率等の推移

別添「民間企業における障害者実雇用率等の推移（各年6月1日現在）」のとおりです。

※ 法定雇用率の具体的な説明については、別添「法定雇用率とは」をご参照下さい。

## 第1表 民間企業の雇用状況

令和4年6月1日現在  
( )内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,772	316,594.5	7,351.0 [6,265]	2.32	2.25	58.1 【1,029】	48.3
	(1,778)	( 317,094.5 )	(7,264.5) [6,172]	(2.29)	(2.20)	(56.8) 【1,010】	(47.0)
前年比	-0.3%	-0.2%	1.2%	0.03	0.05	1.3	1.3

※[ ]内は実人員、【 】内は達成企業数

## 第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

令和4年6月1日現在  
( )内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対する 割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
43.5～100 人未満	957	61,484.5	1,441.5	19.6%	2.34	1.84	58.8	45.8	406.0
	(975)	( 63,167.0 )	( 1,432.0 )	(19.7%)	(2.27)	(1.81)	(55.6)	(45.2)	(447.0)
前年比	-1.8%	-2.7%	0.7%	-0.1	0.07	0.03	3.2	0.6	-9.2%
100～300 人未満	612	96,442.0	2,242.5	30.5%	2.33	2.08	58.0	51.7	438.5
	(597)	( 95,051.0 )	(2,241.5)	(30.9%)	(2.36)	(2.02)	(62.0)	(50.6)	(403.0)
前年比	2.5%	1.5%	0.0%	-0.4	-0.03	0.06	-4.0	1.1	8.8%
300～500 人未満	101	37,053.5	827.5	11.3%	2.23	2.11	53.5	43.9	117.0
	(104)	( 37,951.5 )	(816.5)	(11.2%)	(2.15)	(2.08)	(50.0)	(41.7)	(118.5)
前年比	-2.9%	-2.4%	1.3%	0.1	0.08	0.03	3.5	2.2	-1.3%
500～1,000 人未満	75	49,929.5	1,133.0	15.4%	2.27	2.26	57.3	47.2	101.5
	(73)	( 48,127.0 )	(1,011.0)	(13.9%)	(2.10)	(2.20)	(39.7)	(42.9)	(143.5)
前年比	2.7%	3.7%	12.1%	1.5	0.17	0.06	17.6	4.3	-29.3%
1,000人以上	27	71,685.0	1,706.5	23.2%	2.38	2.48	51.9	62.1	40.5
	(29)	( 72,798.0 )	(1,763.5)	(24.3%)	(2.42)	(2.42)	(58.6)	(55.9)	(47.0)
前年比	-6.9%	-1.5%	-3.2%	-1.1	-0.04	0.06	-6.7	6.2	-13.8%
計	1,772	316,594.5	7,351.0	100.0%	2.32	2.25	58.1	48.3	1103.5
	(1,778)	( 317,094.5 )	( 7,264.5 )	(100.0%)	(2.29)	(2.20)	(56.8)	(47.0)	(1159.0)
前年比	-0.3%	-0.2%	1.2%		0.03	0.05	1.3	1.3	-4.8%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

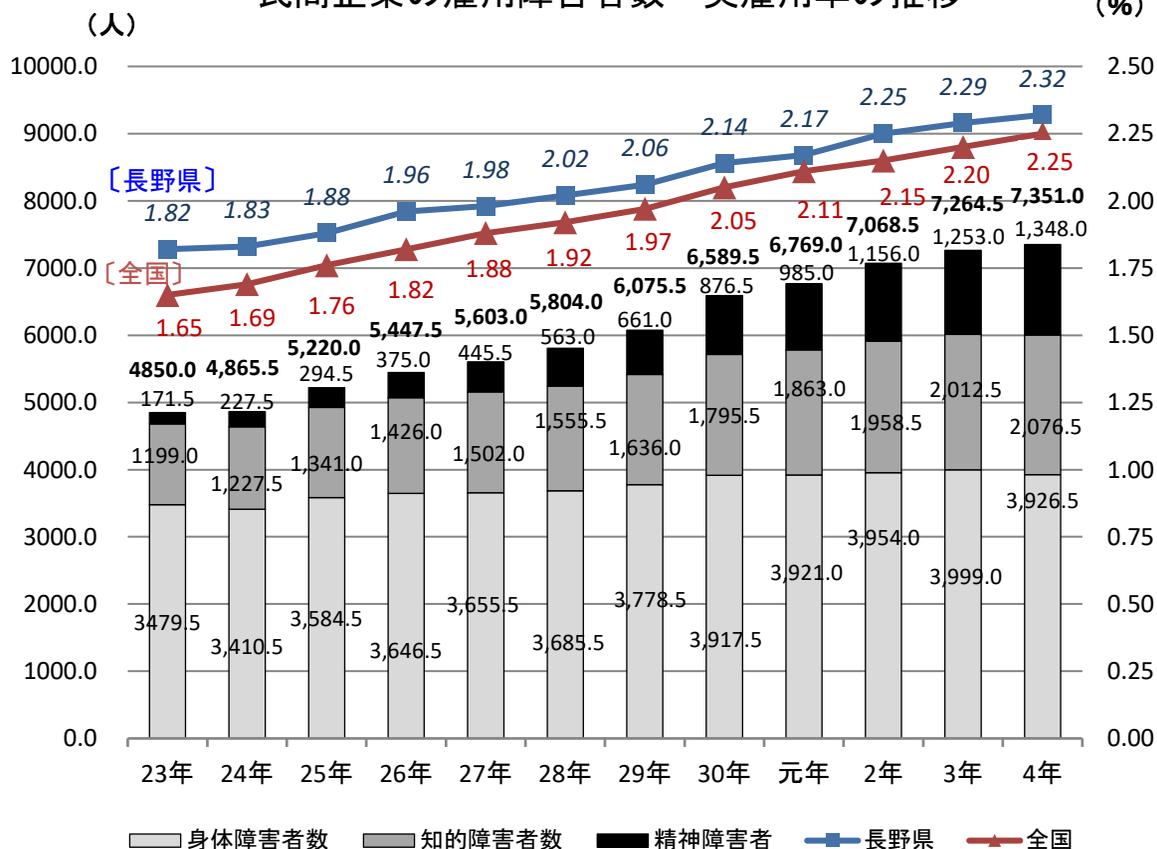
令和4年6月1日現在  
( )内は前年

産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
農 林 漁 業	9 (14)	661.5 (1,097.0)	46.5 (57.0)	0.6% (0.8%)	5.2 (4.1)	7.03 ( 5.20 )	2.36 (2.34)	55.6 (57.1)	56.9 (56.6)	4.0 (6.0)
前 年 比	-35.7%	-39.7%	-18.4%	-0.2	1.1	1.83	0.02	-1.5	0.3	-2.0
建 設 業	77 (81)	8,625.5 ( 8,800.0 )	157.0 (153.0)	2.1% (2.1%)	2.0 (1.9)	1.82 (1.74)	2.03 (1.97)	53.2 (51.9)	48.6 (47.4)	49.0 (57.5)
前 年 比	-4.9%	-2.0%	2.6%	0.0	0.1	0.08	0.06	1.3	1.2	-8.5
製 造 業	682 (681)	135,623.5 ( 133,678.0 )	3,071.5 (2,935.5)	41.8% (40.4%)	4.5 (4.3)	2.26 (2.20)	2.26 (2.22)	60.1 (58.6)	55.3 (53.6)	389.5 (419.0)
前 年 比	0.1%	1.5%	4.6%	1.4	0.2	0.06	0.04	1.5	1.7	-29.5
情 報 通 信 業	51 (48)	7,404.0 ( 7,230.5 )	116.5 (112.0)	1.6% (1.5%)	2.3 (2.3)	1.57 (1.55)	1.84 (1.80)	43.1 (41.7)	27.2 (26.3)	40.5 (40.0)
前 年 比	6.3%	2.4%	4.0%	0.1	0.0	0.02	0.04	1.4	0.9	0.5
運 輸 業・ 郵 便 業	83 (81)	10,381.0 ( 10,692.5 )	255.0 (262.0)	3.5% (3.6%)	3.1 (3.2)	2.46 (2.45)	2.32 (2.27)	65.1 (69.1)	54.8 (53.2)	38.5 (35.0)
前 年 比	2.5%	-2.9%	-2.7%	-0.1	-0.1	0.01	0.05	-4.0	1.6	3.5
卸 売 ・ 小 売 業	220 (222)	40,374.0 ( 43,137.0 )	814.0 (880.5)	11.1% (12.1%)	3.7 (4.0)	2.02 (2.04)	2.10 (2.04)	52.3 (51.4)	38.5 (37.1)	159.0 (176.5)
前 年 比	-0.9%	-6.4%	-7.6%	-1.0	-0.3	-0.02	0.06	0.9	1.4	-17.5
金 融 ・ 保 険 業	19 (19)	9,451.5 ( 9,636.0 )	189.0 (182.0)	2.6% (2.5%)	9.9 (9.6)	2.00 (1.89)	2.25 (2.20)	36.8 (26.3)	40.6 (38.9)	29.0 (40.5)
前 年 比	0.0%	-1.9%	3.8%	0.1	0.3	0.11	0.05	10.5	1.7	-11.5
不 動 産 業 ・ 物 品 質 貸 業	26 (28)	3,020.0 ( 3,054.0 )	33.5 ( 37.0 )	0.5% (0.5%)	1.3 (1.3)	1.11 (1.21)	1.90 (1.86)	26.9 (32.1)	35.3 (31.9)	27.0 (25.0)
前 年 比	-7.1%	-1.1%	-9.5%	0.0	0.0	-0.10	0.04	-5.2	3.4	2.0
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	27 (26)	2,900.5 ( 2,892.0 )	34.0 (32.0)	0.5% (0.4%)	1.3 (1.2)	1.17 (1.11)	2.15 (2.08)	29.6 (30.8)	34.9 (33.2)	25.0 (26.0)
前 年 比	3.8%	0.3%	6.3%	0.1	0.1	0.06	0.07	-1.2	1.7	-1.0
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	53 (49)	15,298.0 ( 13,296.5 )	333.5 (303.5)	4.5% (4.2%)	6.3 (6.2)	2.18 (2.28)	2.14 (2.14)	58.5 (61.2)	45.9 (46.1)	33.5 (23.5)
前 年 比	8.2%	15.1%	9.9%	0.3	0.1	-0.10	0.00	-2.7	-0.2	10.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	48 (52)	5,199.5 ( 5,878.0 )	189.0 (195.5)	2.6% (2.7%)	3.9 (3.8)	3.63 (3.33)	2.38 (2.34)	58.3 (51.9)	43.4 (41.5)	27.5 (36.0)
前 年 比	-7.7%	-11.5%	-3.3%	-0.1	0.1	0.30	0.04	6.4	1.9	-8.5
教 育 ・ 学 習 支 援 業	28 (25)	2,959.0 ( 2,759.0 )	41.5 (41.0)	0.6% (0.6%)	1.5 (1.6)	1.40 (1.49)	1.78 (1.75)	35.7 (36.0)	36.3 (36.0)	24.5 (20.0)
前 年 比	12.0%	7.2%	1.2%	0.0	-0.1	-0.09	0.03	-0.3	0.3	4.5
医 療 ・ 福 祉	294 (295)	48,902.5 ( 48,827.5 )	1,440.0 (1,466.5)	19.6% (20.2%)	4.9 (5.0)	2.94 (3.00)	2.89 (2.85)	68.4 (66.8)	60.1 (59.4)	144.0 (129.0)
前 年 比	-0.3%	0.2%	-1.8%	-0.6	-0.1	-0.06	0.04	1.6	0.7	15.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	19 (19)	8,751.5 ( 9,184.0 )	195.0 (183.5)	2.7% (2.5%)	10.3 (9.7)	2.23 (2.00)	2.13 (2.08)	52.6 (36.8)	42.0 (40.9)	21.5 (32.5)
前 年 比	0.0%	-4.7%	6.3%	0.2	0.6	0.23	0.05	15.8	1.1	-11.0
サ ー ビ ス 業	128 (130)	16,364.5 ( 16,256.0 )	425.0 (412.0)	5.8% (5.7%)	3.3 (3.2)	2.60 (2.53)	2.23 (2.16)	59.4 (57.7)	46.8 (45.7)	87.5 (88.5)
前 年 比	-1.5%	0.7%	3.2%	0.1	0.1	0.07	0.07	1.7	1.1	-1.0
そ の 他	8 (8)	678.0 ( 676.5 )	10.0 (11.5)	0.1% (0.2%)	1.3 (1.4)	1.47 (1.70)	2.37 (2.32)	50.0 (50.0)	46.8 (46.4)	3.5 (4.0)
前 年 比	0.0%	0.2%	-13.0%	-0.1	-0.1	-0.23	0.05	0.0	0.4	-0.5
計	1,772 (1,778)	316,594.5 ( 317,094.5 )	7,351.0 (7,264.5)	100.0% (100.0%)	4.1 (4.1)	2.32 ( 2.29 )	2.25 ( 2.20 )	58.1 (56.8)	48.3 (47.0)	1,103.5 (1,159.0)
前 年 比	-0.3%	-0.2%	1.2%		0.0	0.03	0.05	1.3	1.3	-4.8% (-55.5)

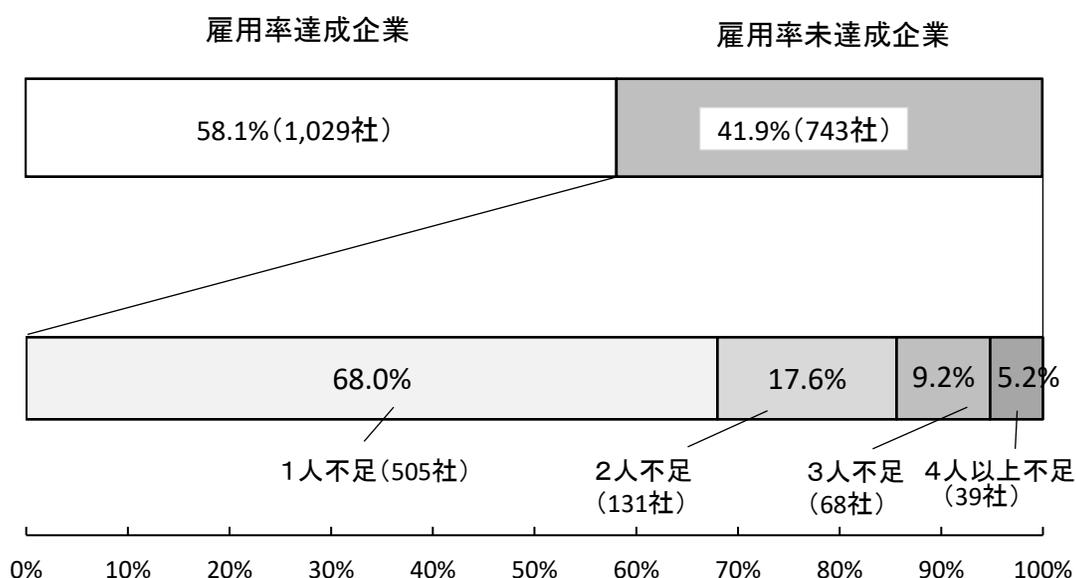
※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。  
※ 産業区分のうち「その他」は、(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

# グラフで見る障害者の雇用状況

## 民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移



## 法定雇用率達成企業・未達成企業の割合



## 都道府県別の実雇用率等の状況（令和4年 障害者雇用状況報告）

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
	全国	2.25	0.05	全国	48.3	1.3	52,007	107,691
1	沖縄	2.97	0.11	島根	67.6	△0.4	415	614
2	奈良	2.91	0.03	佐賀	66.6	1.6	427	641
3	長崎	2.80	0.16	奈良	64.1	2.6	448	699
4	佐賀	2.76	0.06	和歌山	63.0	1.9	405	643
5	島根	2.69	0.02	宮崎	63.0	1.1	541	859
6	山口	2.68	0.08	長崎	62.4	2.5	643	1,031
7	大分	2.61	0.02	高知	62.3	1.1	340	546
8	宮崎	2.57	0.10	秋田	62.0	2.3	502	810
9	和歌山	2.54	0.05	大分	61.5	0.3	554	901
10	岡山	2.54	0.00	徳島	61.3	1.1	333	543
11	鹿児島	2.53	△0.01	沖縄	61.0	0.1	658	1,078
12	福井	2.48	△0.05	鳥取	60.3	0.2	292	484
13	熊本	2.47	0.06	鹿児島	59.8	△1.8	794	1,327
14	滋賀	2.46	0.13	三重	59.1	2.2	752	1,273
15	北海道	2.44	0.07	岩手	58.9	0.1	624	1,060
16	高知	2.42	△0.13	山梨	58.6	1.3	377	643
17	三重	2.42	0.06	滋賀	58.6	4.6	544	928
18	青森	2.41	0.05	福井	58.2	0.6	449	771
19	鳥取	2.39	△0.04	<b>長野</b>	<b>58.1</b>	<b>1.3</b>	<b>1,029</b>	<b>1,772</b>
20	広島	2.38	0.08	熊本	57.3	0.8	757	1,321
21	栃木	2.38	0.12	新潟	57.2	0.6	1,163	2,033
22	愛媛	2.38	0.09	栃木	56.8	2.4	773	1,361
23	岩手	2.38	0.01	山口	56.6	0.3	546	965
24	埼玉	2.37	0.05	香川	56.0	1.4	494	882
25	石川	2.37	△0.08	富山	55.9	1.8	599	1,072
26	岐阜	2.35	0.10	岐阜	55.1	0.3	921	1,673
27	徳島	2.34	0.08	青森	55.0	1.4	572	1,040
28	<b>長野</b>	<b>2.32</b>	<b>0.03</b>	石川	54.4	1.0	631	1,160
29	静岡	2.32	0.04	群馬	54.3	△0.8	925	1,703
30	京都	2.31	0.03	山形	54.3	3.8	529	974
31	秋田	2.29	0.08	岡山	54.3	3.2	831	1,531
32	福岡	2.29	0.08	福島	54.3	1.3	825	1,520
33	兵庫	2.28	0.03	静岡	53.3	1.4	1,678	3,149
34	大阪	2.25	0.04	京都	52.1	1.2	1,028	1,975
35	富山	2.24	0.06	愛媛	51.9	3.0	558	1,076
36	新潟	2.23	0.03	北海道	51.3	1.2	2,015	3,928
37	千葉	2.22	0.07	福岡	50.8	0.9	2,094	4,123
38	宮城	2.21	0.00	兵庫	50.5	1.0	1,818	3,598
39	群馬	2.21	0.02	千葉	50.2	1.2	1,423	2,834
40	茨城	2.20	0.03	宮城	50.2	△0.5	810	1,615
41	山梨	2.20	0.04	茨城	49.8	0.5	849	1,704
42	神奈川	2.20	0.04	広島	49.5	1.5	1,225	2,474
43	愛知	2.19	0.05	埼玉	48.8	1.0	1,821	3,734
44	福島	2.19	0.05	愛知	48.6	2.1	3,293	6,781
45	山形	2.18	0.07	神奈川	45.8	1.2	2,308	5,043
46	香川	2.16	0.02	大阪	44.6	1.6	3,874	8,691
47	東京	2.14	0.05	東京	32.5	1.6	7,520	23,108

民間企業における障害者実雇用率等の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考
	長野	全国	長野	全国			
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	・身体障害者のみ (重度身体障害者はダブルカウント) (~昭和62年まで)	昭和51年「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用が「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正
55	1.53	1.13	62.6	51.6			
56	1.55	1.18	63.6	53.4			
57	1.59	1.22	63.5	53.8			
58	1.56	1.23	63.0	53.5			
59	1.57	1.25	64.7	53.6			
60	1.57	1.26	66.1	53.5			
61	1.51	1.26	65.8	53.8			
62	1.48	1.25	62.3	53.0			
63	1.59	1.31	60.2	51.5			
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6	1.6%	・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (昭和63年~平成4年まで)	昭和62年「障害者の雇用の促進に関する法律」に改称
2	1.64	1.32	60.5	52.2			
3	1.65	1.32	61.6	51.8			
4	1.67	1.36	60.2	51.9			
5	1.72	1.41	60.8	51.4			
6	1.73	1.44	61.3	50.4			
7	1.72	1.45	60.1	50.6			
8	1.74	1.47	60.0	50.5			
9	1.75	1.47	61.4	50.2			
10	1.75	1.48	60.8	50.1			
11	1.70	1.49	54.8	44.7	1.8%	・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (昭和63年~平成4年まで)	除外率一律10%ポイント削減(平成16年4月~)
12	1.73	1.49	55.1	44.3			
13	1.74	1.49	55.5	43.7			
14	1.69	1.47	54.0	42.5			
15	1.67	1.48	51.8	42.5			
16	1.61	1.46	50.6	41.7			
17	1.62	1.49	51.6	42.1			
18	1.67	1.52	53.0	43.4			
19	1.68	1.55	53.3	43.8			
20	1.69	1.59	56.7	44.9			
21	1.72	1.63	54.9	45.5	1.8%	・身体障害者 (重度はダブルカウント) ・知的障害者 (重度はダブルカウント) ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 (0.5カウント) (平成18年~平成22年まで)	除外率一律10%ポイント削減(平成22年7月~) ・雇用率制度に短時間労働者(週の所定労働時間20時間以上30時間未満)を算入(平成22年7月~)
22	1.78	1.68	56.9	47.0			
23	1.82	1.65	57.0	45.3			
24	1.83	1.69	60.9	46.8			
25	1.88	1.76	53.5	42.7			
26	1.96	1.82	57.2	44.7			
27	1.98	1.88	59.5	47.2			
28	2.02	1.92	60.2	48.8			
29	2.06	1.97	60.9	50.0			
30	2.14	2.05	56.5	45.9			
令和元	2.17	2.11	58.1	48.0	2.2%	・身体障害者(重度はダブルカウント) ・知的障害者(重度はダブルカウント) ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間(0.5カウント) ・身体障害者である短時間(0.5カウント) ・知的障害者である短時間(0.5カウント) (平成23年~) ※平成30年より精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。 ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。 ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。	
2	2.25	2.15	58.8	48.6			
3	2.29	2.20	56.8	47.0			
4	2.32	2.25	58.1	48.3			
					2.3%		

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %  
(43.5人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
    - 労働者数38.5人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %  
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %  
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること